

横浜税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成〇年〇月〇日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいう。法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日と重なった場合には、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第 19 条第 1 項の届出	仙台空港税関支署	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第 66 条第 1 項の承認	本関 千葉税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	仙台空港税関支署	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	
	川崎税関支署	08:30-17:15	09:00-17:00	09:00-17:00	09:00-17:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品又はコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	東扇島出張所	08:30-19:00	—	—	—	
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	川崎外郵出張所	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・ 法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可	本関 川崎税関支署	08:30-17:45	—	—	—	

別紙 8 - 2

・法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の許可 ・法第 102 条第 1 項の交付	東扇島出張所 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所					
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 63 条第 1 項の承認	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	—	08:30-17:00	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	仙台空港税関支署	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	
	東扇島出張所	08:30-19:00	—	—	—	
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	川崎外郵出張所	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 67 条の許可（別送品に限る。）	千葉税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	仙台空港税関支署	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	
	川崎税関支署	08:30-17:15	09:00-17:00	09:00-17:00	09:00-17:00	
	川崎外郵出張所	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	05:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 67 条の許可（コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。）	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	—	08:30-17:00	1 月 1 日は開庁時間とはしない。
	東扇島出張所	08:30-19:00	—	—	—	
	川崎税関支署 本牧埠頭出張所 山下埠頭出張所 大黒埠頭出張所 鶴見出張所	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	